

太子町告示第 29 - 2 号

太子町結婚新生活応援補助金交付要綱を次のように定める。

平成 28 年 6 月 30 日

太子町長 綿 引 久 男

太子町結婚新生活応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、婚姻及び定住の促進を図るため、新婚世帯に対し予算の範囲内において結婚新生活応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太子町補助金等交付規則（平成 22 年太子町規則第 16 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 平成 28 年 4 月 1 日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、婚姻届日が初年度の補助金申請日から起算して 6 か月以内であるものをいう。

(2) 住居費 次に掲げる経費をいう。

ア 婚姻を機に新たに町内の住宅（中古住宅を含む。）を取得する際に要する費用（新築を含み、増改築を除く。）

イ 婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅（空き家を含む。以下同じ。）を賃借する際に要する家賃。ただし、夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当分を除く。

ウ 婚姻を機に新たに町内の賃貸住宅を賃借する際に要する敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料

(3) 引越費用 引越業者又は運送業者への支払いその他引越しに要する費用をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 婚姻届日において、年齢が夫婦いずれも満 50 歳以下であること。

(2) 夫婦共に町内に住所を有していること。

- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 市町村民税等を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員その他の反社会的団体に属する者でないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者が属する世帯は、前条第2号ア及びイに関して、補助対象世帯としない。

- (1) 大子町営住宅及び特定町営住宅条例（平成9年大子町条例第21号）による町営住宅、特定町営住宅及び単独住宅への入居者
- (2) 大子町子育て支援住宅条例（平成20年大子町条例第40号）による子育て住宅への入居者
- (3) 大子町木造住宅建設助成金交付要綱（平成24年大子町告示第21号）による助成金の交付を受けた者
- (4) 大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱（平成24年大子町告示第21-2号）による助成金の交付を受けた者
（補助金の補助対象経費、補助対象期間及び補助金の額）

第4条 補助金の補助対象経費、補助対象期間及び補助金の額は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象期間	補助金の額
(1) 住居費（第2条第2号アに規定する経費）	初年度に1回限りとする。	1世帯当たり 720,000円上限
(2) 住居費（第2条第2号イに規定する経費）	初年度の補助金申請日の属する月から起算して36か月を限度とする。ただし、次の各項目に掲げる場合は、当該各項目に定めるところによる。 ア 前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合 該当しなくなっ	1世帯当たり 月額20,000円上限

	<p>た日の属する月まで</p> <p>イ (3)又は(4)の補助金の交付を受けた場合 補助対象期間から次の算式による月数を減じて得た月数まで</p> <p>当該交付額を(2)の補助月額で除して得た数 (小数点以下切上げ)</p>	
(3) 住居費 (第2条第2号ウに規定する経費)	初年度に1回限りとする。	1世帯当たり 合計額180,000円上限
(4) 引越費用		

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、結婚新生活応援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、第4号の書類については、当該書類に係る事実がある場合にのみ提出するものとする。

- (1) 住宅の売買契約書若しくは請負契約書又は賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (2) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (3) 夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、結婚新生活応援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、申請内容に変更が生じるときは、速やかに結婚新生活応援補助金変更承認申

請書（様式第4号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、申請内容変更の可否を決定し、結婚新生活応援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第7条 補助決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、次表に定めるところにより結婚新生活応援補助金交付請求書（様式第6号）に、住居費又は引越費用に係る領収書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

補助対象経費	請求書の提出期間
4月から9月までに支払った経費	9月1日から9月30日まで
10月から翌年3月までに支払った経費	3月1日から3月31日まで

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付手続の省略）

第8条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

（翌年度以降の交付申請等）

第9条 補助決定者が、補助対象期間内で、翌年度以降引き続き補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに、結婚新生活応援補助金交付申請書に、第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金の交付手続については、第5条から前条までの規定を準用する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に初年

度の補助金の交付決定を受けた者への第5条から第9条の規定は、この告示の施行後も、なお効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

結婚新生活応援補助金交付申請書

大子町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

結婚新生活応援補助金の交付を受けたいので、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 婚姻日		年 月 日	
2 申請内容	住居費 (新築・購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円
		住宅手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
		家賃以外の費用 (E)	円
	引越費用	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (F)	円
合 計 (A+D+E+F)		円	
3 補助金を申請する期間		年 月から 年 月まで 月分	
4 公的制度による家賃補助		私（申請者）及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。	
5 添付書類		<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

年 月 日

太子町長 様

給与等の支払者 所在地

名称

代表者氏名

④

電話番号

住宅手当支給証明書

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している

〔 年 月現在
住宅手当 月額 円 〕

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

年 月 日

様

大子町長

印

結婚新生活応援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった結婚新生活応援補助金の交付については、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

(1) 補助決定額 円（ 年度分）

(2) 補助対象期間 年 月から 年 月まで

(3) 留意事項

- ・次表に定めるところにより結婚新生活応援補助金交付請求書（様式第6号）に、住居費又は引越費用に係る領収書の写しを添えて、町長に提出すること。

補助対象経費	請求書の提出期間
4月から9月までに支払った経費	9月1日から9月30日まで
10月から翌年3月までに支払った経費	3月1日から3月31日まで

- ・申請内容に変更が生じるときは、速やかに結婚新生活応援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、当該変更に係る関係書類を添えて、町長に提出すること。
- ・補助対象期間内で、翌年度以降引き続き補助金の交付を受けようとするときは、毎年4月末日までに、結婚新生活応援補助金交付申請書に、関係書類を添えて、町長に提出すること。

2 交付しない

理由

様式第4号（第6条関係）

結婚新生活応援補助金変更承認申請書

大子町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付で交付決定を受けた結婚新生活応援補助金について、申請内容を変更したいので、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更内容	住居費 (新築・購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 (B)	月額 円
		住宅手当 (C)	月額 円
		実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額 円 × か月 = 円
		家賃以外の費用 (E)	円
	引越費用	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (F)	円
	合 計 (A+D+E+F)		円
2 変更する理由			
3 変更年月日		年 月 日	
4 添付書類 ※当該変更に係るもの		<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 夫婦の所得証明書及び市町村税完納証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

大子町長

印

結婚新生活支援補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった結婚新生活応援補助金の申請内容の変更については、大子町結婚新生活応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 承認する

(1) 変更する内容

(2) 変更年月日 年 月 日

2 承認しない

理由

結婚新生活応援補助金交付請求書

年 月 日

太子町長 様

請求者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

太子町結婚新生活応援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 交付決定額 円（ 年度分）
- 2 既交付額 年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
年 月 日交付 円
- 3 交付請求額 円
- 4 請求内容 住居費（新築・購入） 円
住居費（賃貸） 円
（月額 円× か月）
住居費（賃貸以外） 円
引越費用 円

5 振込先

金融機関名			
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人については、必ず請求者氏名と一致すること。

- 6 添付書類 住居費又は引越費用に係る領収書の写し